

浄水水質検査結果書(水質基準項目)

西上尾第一団地水質モニター 浄水

番号	項目	水質基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	採水年月日		令和8年4月14日					
	採水地点		西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター
	採水者所属		水道施設課					
	気温	℃	20.0					
	水温	℃	16.4					
基1	一般細菌	100個/mL以下	0					
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出					
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	—					
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	—					
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	—					
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	—					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	—					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.9					
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—					
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	—					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—					
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—					
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下*	—					
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	—					
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.05					
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—					
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	—					
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	—					
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	—					
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	—					
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—					
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	—					
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	—					
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	—					
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	—					
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	14.4					
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	67.0					
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	131					
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	—					
基43	ジオスミン	0.00001 mg/L以下	—					
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	—					
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	—					
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	—					
基47	有機物(TOC量)	3 mg/L以下	0.8					
基48	pH値	5.8以上8.6以下	7.4					
基49	味	異常でないこと	異常なし					
基50	臭気	異常でないこと	異常なし					
基51	色度	5度以下	0.5未満					
基52	濁度	2度以下	0.1未満					
	残留塩素	0.1 mg/L以上	1.3					
	電気伝導率	(μS/cm)	184					
	アルカリ度	(mg/L)	62.0					
	判定		水質基準に適合					
	検査期日		令和8年4月14日 ～ 令和8年4月17日					
	検査機関		埼玉県 上尾市上下水道部					

【備考】残留塩素は、衛生上必要な措置として給水栓(蛇口)で0.1mg/L以上保持することになっています。  
 番号の「基」は水質基準項目です。  
 網掛けの項目は、概ね1か月に1回以上行う項目(省略不可項目)で、9項目あります。  
 アルカリ度と電気伝導率は年間を通し上尾市上下水道部で検査を実施しています。  
 \*ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下